5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　監事の監査の方法及びその内容
二　国立大学法人等の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
三　国立大学法人等の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
四　国立大学法人等の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
六　監査報告を作成した日
（監事の調査の対象となる書類）
第一条の三　法第十一条第六項及び第二十五条第六項に規定する文部科学省令で定める書類は、法、準用通則法（法第三十五条において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）、国立大学法人法施行令及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。
（子法人）
第一条の四　法第十一条第七項及び法第二十五条第七項に規定する文部科学省令で定める法人は、国立大学法人等に適用する会計の基準として文部科学大臣が別に公示する国立大学法人会計基準（第十三条第三項並びに第十六条の四第三項第二号イ及びロにおいて「国立大学法人会計基準」という。）の定めるところにより、国立大学法人等が議決権の過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社とする。
第六条第一項中「国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）」を「国立大学法人等」に改める。
第十条から第十二条までを削る。
第七条の二中「法第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法」を「準用通則法」に改め、同条を第十条とする。
第八条中「法第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法」を「準用通則法」に改め、同条を第十一条とする。
第九条中「準用通則法」（法第三十五条において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）を「準用通則法」に改め、同条を第十二条とする。
第七条の次に次の二条を加える。
（業務実績等報告書）
第八条　法第三十一条の二第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。
一　事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書　当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
二　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書　中期計画に定めた項目
（意見の申立ての付与）
第九条　国立大学法人評価委員会は、法第三十一条の三第一項の規定により評価を決定しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。
第十三条第三項中「国立大学法人等に適用する会計の基準として文部科学大臣が別に公示する」を削る。
第十五条中「法第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法」を「準用通則法」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（事業報告書の作成）
第十五条の二　準用通則法第三十八条第二項の規定により文部科学省令で定める事項については、この条の定めるところによる。
2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　国立大学法人等に関する基礎的な情報
イ　目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の国立大学法人等の概要
ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
ハ　資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
ニ　在学する学生の数
ホ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
ヘ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに国立大学法人等への出向者の数
ト　非常勤職員の数
二　財務諸表の要約
三　財務情報
イ　財務諸表に記載された事項の概要
ロ　重要な施設等の整備等の状況
ハ　予算及び決算の概要
四　事業に関する説明
イ　財源の内訳
ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明
五　その他事業に関する事項
第十六条中「法第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第三十八条第四項」を「準用通則法第三十八条第三項」に改め、同条の次に次の四条を加える。
（準用通則法第三十八条第四項の文部科学省令で定める書類）
第十六条の二　準用通則法第三十八条第四項の文部科学省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書、連結附属明細書とする。
（電子公告を行うための電磁的方法）
第十六条の三　準用通則法第三十八条第四項第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって文部科学省令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。
2　準用通則法第三十八条第四項第二号に規定する措置であって文部科学省令で定めるものは、前項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用するものによる措置とする。
（会計監査報告の作成）
第十六条の四　準用通則法第三十九条第一項の規定により文部科学省令で定める事項については、この条の定めるところによる。
2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
一　当該国立大学法人等の役員（監事を除く。）及び職員
二　当該国立大学法人等の子法人の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人
三　前二号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者